

令和8年度銃砲刀剣類登録事務システム構築業務委託契約書（案）

委託者新潟県（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、各々対等な立場における合意に基づき、以下に定める条項により令和8年度銃砲刀剣類登録事務システム構築業務（以下「本業務」という。）に関する委託契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

（目的）

第1条 甲は本業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。

(1) 業務の名称 令和8年度銃砲刀剣類登録事務システム構築業務

(2) 業務の内容及び仕様

別紙「令和8年度銃砲刀剣類登録事務システム構築業務委託仕様書」のとおり

(3) 納入場所 新潟県観光文化スポーツ部文化課

（善管注意義務等）

第2条 乙は、本契約書、令和8年度銃砲刀剣類登録事務システム構築業務委託仕様書に基づく甲の指示又は通知（以下「仕様書等」という。）により、本業務の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって業務を行わなければならない。

2 甲及び乙は、業務を実施するためには、甲及び乙の共同作業並びに分担作業が必要であることを認識し、それぞれの役割分担に従い、分担作業を誠実に実施するとともに、相互の分担作業に対して誠意をもって協力するものとする。

（委託契約期間）

第3条 本業務に係る委託契約期間は、本契約の締結の日から令和9年3月31日までとする。

（委託料等）

第4条 本業務の委託料等の額は、金_____円（うち消費税及び地方消費税金_____円）とする。

（契約保証金）

第5条 乙は、この契約の締結と同時に契約保証金として金_____円を甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

3 甲は、乙が契約保証金を納付したときは、保管証書を乙に交付するものとする。

4 契約保証金は、第25条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

5 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行したときは、契約保証金を乙の請求により遅滞なく乙に還付するものとする。

6 乙は、前項の定めにより契約保証金の還付を請求するときは、第2項の定めにより、交付を受けた保管証書を甲に返さなければならない。

7 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、契約保証金を甲に帰属させることができる。

（設計・構築の実施）

第6条 乙は、仕様書等に基づき令和8年度銃砲刀剣類登録事務システム構築業務（以下「設計・構築業務」という。）を実施する。

（成果物の提出及び確認）

第7条 乙は、成果物として、仕様書等に定めるとおり甲に納品しなければならない。

- 2 甲は、前項の成果物の納品が行われたときは、その日から起算して10日以内にその内容について確認を行う。
- 3 前項の確認の結果、第1項の成果物の内容について修正を指示された場合は、乙は自己の負担において甲の指定する期間内にこれを補正し、甲の確認を受けなければならない。この場合の確認の実施については、前項の規定を準用する。
- 4 前2項の規定に基づき、甲が成果物の完成を認め、乙に対してその結果を通知したときをもって、成果物の引き渡しが行われたものとする。

（業務報告書の提出及び検査）

第8条 乙は、業務報告書として、仕様書に定めるとおり甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の報告書を受理したときは、受理した日から起算して10日以内にその内容について検査を行う。
- 3 乙は、業務の成果が前項の検査に合格しなかったときは、自己の負担において甲の指定する期間内にこれを補正し、甲の確認を受けなければならない。この場合の確認の実施については、前項の規定を準用する。
- 4 前項の規定に基づき、甲が当該年度における本業務の履行を認め、乙に対してその結果を通知したときをもって、成果物の引き渡しが行われたものとする。

（委託料等の支払い）

第9条 乙は、第7条第4項及び前条第4項に規定する通知を受け、本業務の全てについて完了したときは、書面により委託料等の支払いを甲に対して請求することができる。

- 2 乙は、前項の規定に関わらず、第4条第1項に定める支払金額の範囲内で、本業務の既済部分に相当する委託料等相当額の10分の9以内の額について、部分払を請求することができる。
- 3 乙は、前項の規定により部分払を請求しようとするときは、あらかじめ当該請求に係る本業務の既済部分の検査を甲に求めなければならない。
- 4 乙は、前項の規定による検査において甲が既済部分として認定した部分について、書面により甲に部分払を請求することができる。この場合において、第2項に定める委託料等相当額は、甲乙協議して定めるものとする。
- 5 甲は、第1項の規定による委託料等の請求、又は前項の規定による委託料等相当額の部分払の請求を受けたときは、当該請求を受けた日から起算して30日以内に乙に支払わなければならない。

（業務従事者）

第10条 乙は、本契約締結後速やかに、仕様書等に基づき本業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を選任し、書面をもって甲に通知しなければならない。これらの者を変

更したときも同様とする。

- 2 乙は、労働法規その他関係法令に基づき前項の規定により選任した業務従事者に対する雇用主としての一切の義務を負うものとし、これらの者に対する業務の遂行に関する指示、労務管理、安全衛生管理等に関する一切の指揮命令を行うものとする。
- 3 乙は、業務従事者が甲の管理する施設等に立ち入る場合、甲が定める当該施設の管理等に関する規則又は規程を業務従事者に遵守させなければならない。
- 4 乙は、第1項の通知に際し、業務上知り得た個人情報の保護及び業務上使用したデータの適正な取扱いその他、業務従事者が遵守すべき事項を記載した誓約書を全ての業務従事者に提出させなければならない。

(資料等の提供及び返還)

第11条 乙から本業務遂行に必要な資料等の提供の要請があった場合、甲は提供することを適当と認めるときは、無償で当該資料等を乙に提供する。

- 2 前項の規定により甲から提供を受けた資料等（次条第1項により複製又は改変したものを含む。）が本業務を実施する上で不要となった場合は、乙は遅滞なく当該資料等を甲に返還し、又は甲の指示に従い処置を行うものとする。

(資料等の管理)

第12条 乙は、甲から提供された業務に関する資料等を業務遂行上必要な範囲内で複製し、又は改変することができる。ただし、第15条に定める個人情報を含む資料等については、甲の承諾なしに複製し、又は改変してはならない。

- 2 乙は、前条第1項の規定により甲から提供された資料等（前項の規定により複製し、又は改変したものを含む。）を善良なる管理者の注意をもって管理し、かつ、保管しなければならない。

(記録媒体上の情報の消去)

第13条 乙は、契約が終了したときは、前条第2項の規定に関わらず、乙の保有する記録媒体上に存在する本業務に係る一切の情報（成果物に関する情報を除く。）を消去しなければならない。

- 2 乙は、前項の消去結果について、記録媒体ごとに、消去した情報項目、実施日等を明示した書面で甲に報告しなければならない。

(情報の秘匿)

第14条 乙は、本業務に関して知り得たことを第三者に漏らしてはならない。本契約が終了し、又は解除された場合も同様とする。

- 2 乙は、本業務に関する全ての情報を、本業務の目的以外に使用してはならない。

(個人情報の取扱い)

第15条 乙は、個人情報の取扱いについて、別記1「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

- 2 乙は、個人情報を本契約の目的の範囲内でのみ使用し、複製を作成する必要がある場合

は、あらかじめ甲に対して書面による申出を行い、甲の書面による承諾を受けなければならない。

(情報セキュリティ対策)

第 16 条 乙は、本業務を実施するに当たっては、別記 2「情報セキュリティ関連業務特記事項」を守らなければならない。

(知的財産権の取扱い)

第 17 条 本業務を実施する過程で生じた発明その他の知的財産又はノウハウ等（以下「発明等」という。）が甲又は乙のいずれか一者のみによって行われた場合、当該発明等に関する特許権その他の知的財産権（特許その他の知的財産権を受ける権利を含む。）及びノウハウ等に関する権利（以下「特許権等」という。）は、当該発明等を行った者が属する当事者に帰属する。この場合、甲又は乙は、当該発明等を行った者との間で特許法（昭和 34 年法律第 121 号）第 35 条等に基づく特許権等の継承その他必要な措置を講ずるものとする。

2 乙が本契約を締結する以前から有していた特許権等を本システムに利用した場合又は前項により乙に帰属する特許権等が本システムに利用された場合、甲は、本システムを自己利用するために必要な範囲で、当該特許権等を利用することができる。

なお、当該特許権等を乙が有していたこと及び乙に帰属することについては、乙が当該事実を挙証する責任を負うものとする。

(成果物の著作権)

第 18 条 本業務の成果物に係る著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。以下同じ。）は、第 7 条第 4 項又は第 8 条第 4 項の通知がされたときをもって、乙は甲に対し無償で譲渡する。

2 乙は、甲の承諾がなければ、成果物に係る著作者人格権（著作権法第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項及び第 20 条第 1 項に規定する権利をいう。）を行使してはならない。

3 第 1 項の規定に関わらず、乙が本契約締結前から保有していた著作権については、なお乙に帰属するものとする。

なお、当該著作権を乙が有していたこと及び乙に帰属することについては、乙が当該事実を挙証する責任を負う。

4 甲は、前項により乙に著作権が留保された成果物について、本システムを自己利用するために必要な範囲で、複製、翻案することができるものとし、乙は、かかる利用について著作者人格権を行使しないものとする。

(権利義務譲渡の禁止)

第 19 条 甲及び乙は、互いに相手方の事前の書面による同意なくして、本契約の地位を第三者に継承させ、又は本契約から生じる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ、若しくは担保に供してはならない。

(再委託の禁止)

第 20 条 乙は、本業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ

書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

- 2 前項ただし書きの規定により乙が第三者に再委託するときは、乙は、当該第三者の行為すべてについて責任を負うものとする。
- 3 第1項ただし書きの規定により、乙が甲の承諾を得る場合には、乙は、業務上知り得た個人情報の保護及び業務上使用したデータの適正な取扱い、その他当該第三者が遵守すべき事項を記載した誓約書をすべての当該第三者に提出させなければならない。

(特許権等の使用)

第21条 乙は、本業務の実施に当たり特許権その他第三者の権利の対象となっている方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、その使用が甲の指示によるものであるときは、この限りでない。

(事故発生 の 報告)

第22条 乙は、事故が生じたときには、速やかにその状況を書面により甲に報告しなければならない。

- 2 乙は、情報の漏えい、滅失、毀損等の事故が発生したときは、当該情報の項目、内容、数量、事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面により速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(契約不適合責任)

第23条 甲は、成果物が契約の内容に適合しないものであることを確認したときは、乙に対して履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担の課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

- 2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて委託料等の減額を請求することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、甲は、同項の催告をすることなく、直ちに委託料等の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達成することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 4 前3項の規定は、甲が乙に対して行う損害賠償の請求及び契約の解除権の行使を妨げない。
- 5 前4項の規定は、その不適合が甲の指示により生じたものであるときは、適用しない。ただし、乙がその指示が不相当であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。
- 6 第1項から第4項までの規定は、甲がその不適合を知った時から1年以内にその旨を乙

に通知しないときは、適用しない。ただし、成果物を甲に引き渡した時において、乙がその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(違約金)

第 24 条 甲は、乙が乙の責めに帰する事由により、第 8 条に定める期限までに成果物を納入できなかった場合において、当該期限後に納入する見込みがあると認めるときは、当該期限を延長することができる。

2 前項の場合において、甲は、遅延日数 1 日につき委託料（履行済部分に相当する金額を控除した金額をいう。第 30 条第 2 項において同じ。）の 1,000 分の 1 の割合で計算した金額を違約金として乙に請求することができる。

(損害賠償)

第 25 条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。

(損害の負担)

第 26 条 本業務の実施について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合はこの限りでない。

2 乙は、本業務に関連して甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。

3 乙は、本業務を実施するに当たり第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

4 甲は、天災その他不可抗力によって生じた損害については、乙が善良なる管理者の注意義務を怠らなかったと認める場合は、当該損害額を認定した上で、その一部を負担することがある。

(甲の解除権)

第 27 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに至った場合は、契約を解除することができる。

(1) 委託期間内に契約を履行しないとき又は履行する見込みがないと甲が認めるとき。

(2) 契約の締結又は履行にあたり不正な行為をしたとき。

(3) 正当な理由がなく甲が行う履行の確認等を妨害したとき。

(4) 支払いの停止があったとき、又は仮差押、差押、競売、破産、会社更生手続開始、民事再生手続、会社整理開始又は特別清算開始の申立てがあったとき。

(5) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

(6) 前各号のほか、乙がこの契約に基づく義務を履行しないとき又は契約に違反したとき。

2 甲は、前項の定めにより契約を解除したときは、乙から委託料の 100 分の 10 の割合で計算した金額の違約金を徴収することができる。

3 乙は第 1 項の規定により契約が解除されたことにより損害を受けた場合であっても、甲に対してその補償を請求することができない。

第 28 条 甲は、前条に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに 該当する場合は、契約を解除し、又は打ち切ることができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 1 項若しくは第 2 項（第 8 条の 2 第 2 項及び第 20 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 8 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項、第 17 条の 2 又は第 20 条第 1 項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行った場合において、当該排除措置命令があったことを知った日から 6 箇月間又は当該排除措置命令の日から 1 年間（以下この号において「出訴期間」という。）を経過したとき（出訴期間内に当該排除措置命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。
 - (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同条第 2 項及び第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令（以下「課徴金納付命令」という。）を行った場合において、当該課徴金納付命令があったことを知った日から 6 箇月間又は当該課徴金納付命令の日から 1 年間（以下この号において「出訴期間」という。）を経過したとき（出訴期間内に当該課徴金納付命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。
 - (3) 乙が、排除措置命令又は課徴金納付命令に対し、処分の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
 - (4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定による刑が確定したとき。
 - (5) 乙が、他の入札者と共同して落札すべき者又は入札金額を決定したことを認めたとき。
- 2 甲は、前条又は前項に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は打ち切ることができる。

- (1) その役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- (4) その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、

甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

3 前2項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は、委託料の10分の1に相当する額を損害賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

4 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に定める額を超える場合において、甲が当該超える額を併せて請求することを妨げるものではない。

(乙の解除権)

第29条 乙は、甲が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合は、契約を解除することができる。

2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(契約解除の場合の準用)

第30条 前3条の規定により契約を解除した場合については、第11条、第13条、第25条及び第26条の規定を準用する。

(契約の費用)

第31条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(協議及び紛争の解決)

第32条 この契約について疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、財務規則の定めるところによるほか、甲乙協議し、円満に解決を図るものとする。

2 前項により解決しない甲乙間の紛争を解決するために訴訟の必要が生じた場合は、新潟地方裁判所を第1審専属的合意管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

甲 新潟県

代表者 新潟県知事 _____

新潟県_____市

乙 _____株式会社

代表取締役 _____

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者の監督)

第9 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(実地調査)

第10 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(指示等)

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故報告)

第12 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

情報セキュリティ関連業務特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、受託事業者が守るべき内容を十分理解するとともにこれらを遵守しなければならない。

(情報資産の取扱い)

第2 乙は、情報資産（複製されたものを含む。以下同じ。）を他へ持ち出す場合には、甲の許可を受けなければならない。

第3 乙は、重要な情報を記録した媒体を廃棄する場合、情報を復元できないよう消去を行った上、甲の許可を受けなければならない。

(機器等の取扱い)

第4 乙は、使用する機器、記録媒体等を第三者に使用されること又は情報を閲覧されることのないようにしなければならない。

(従事者への啓発)

第5 乙は、この契約による業務に従事している者に対し、情報セキュリティ対策について啓発しなければならない。

(異常時の報告)

第6 乙は、情報資産に対する侵害又は侵害のおそれのある場合には、直ちに甲に報告しなければならない。

第7 乙は、ネットワーク又は情報システムの誤作動等の異常を発見した場合には、直ちに甲に報告しなければならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、この契約による業務を行うための情報資産の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(ソフトウェアの無許可導入・更新・削除の禁止)

第9 情報システムで使用する端末等におけるソフトウェアの導入、更新又は削除は、甲の許可がなければ行ってはならない。

(機器構成の無許可変更の禁止)

第10 情報システムを構成する機器の増設又は交換は、甲の指示がある場合を除いて行ってはならない。

(ネットワークへの無許可接続の禁止)

第11 乙は、ネットワークへの機器の接続又はネットワークに接続している端末等の他ネットワークへの接続は、甲の指示がある場合を除いて行ってはならない。

(コンピュータウイルス対策)

第12 乙は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 外部からファイルを取り入れる場合及び外部へファイルを提出する場合は、ウイルスチェックを行うこと。

(2) 甲が提供するウイルス情報を常に確認すること。

(法令遵守)

第13 乙は、業務の遂行において使用する情報資産について、次の法令等を遵守し、これに従わなければならない。

(1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）

(2) 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）

(3) 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

(実地調査)

第14 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行に当たり実施している情報セキュリティ対策の実施状況について随時実地に調査することができる。